

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、令和五年十一月二十一日に施行することとする部分)

第一 高圧ガス保安法の一部改正

一 燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外

1 道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガスについて、高圧ガス保安法の規定を適用しないものとすること。

(第三条第一項第五号関係)

2 1の自動車の装置内の容器及びその附属品であつて、容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査（以下「容器検査等」という。）に相当する検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、1の自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、容器の譲渡、引渡し、充填等の規定の適用については、当該検査をそれぞれ容器検査等とみなし、当該表示をそれぞれ刻印とみなすものとすること。

(第四十九条の四の二関係)

3 1の自動車の装置内の容器又はその附属品が1の自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたと

きに2の表示がされていないものについて、容器をくず化する等の処分をしなければならないものとすること。

(第五十六条第五項関係)

二 認定高度保安実施者に係る認定制度の創設

1 第一種製造者は、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。

2 経済産業大臣は、認定の申請が次のいずれにも該当すると認めるときでなければ、認定をしてはならないものとすること。

(1) 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することとその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(2) 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

3 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならないものとすること。ただし、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指

定する者（以下「協会等」という。）による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しないものとすること。

4 経済産業大臣は、3の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるときは、その範囲を定めて、協会等に、当該申請が2の(1)及び(2)の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができるものとすること。

5 認定に係る欠格条項、認定の更新、変更の届出、承継及び認定の取消し等について規定するものとすること。

6 認定を受けた者（以下「認定高度保安実施者」という。）について、製造のための施設等の変更の特例、完成検査の特例、危害予防規程に係る特例、保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例、保安主任者及び保安企画推進員に係る特例、冷凍保安責任者に係る特例並びに保安検査等の特例を規定するものとすること。
(第三十九条の十三から第三十九条の二十七まで関係)

三 サイバーセキュリティに關する重大な事態が生じた場合等に係る調査の要請

経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者において保安に係るサイ

バーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めることは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができるものとすること。

(第六十条の一関係)

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二 高圧ガス保安法の一部改正

一 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止

完成検査及び保安検査に係る認定並びに当該認定に係る措置等を廃止するものとすること。

(改正前の高圧ガス保安法第三十九条の二から第三十九条の十二まで関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三 ガス事業法の一部改正

一 認定高度保安実施ガス小売事業者等に係る認定制度の創設

1 ガス小売事業者（自らが維持し、及び運用するガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）

により小売供給を行う者に限る。）、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者

は、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。

2 経済産業大臣は、認定の申請が次のいずれにも該当すると認めるとときでなければ、認定をしてはならないものとすること。

(1) 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(2) 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

3 認定に係る欠格条項、認定の更新、変更の届出、承継及び認定の取消し等について規定するものとすること。

4 認定を受けた者について、保安規程に係る特例、ガス主任技術者に係る特例、工事計画の特例、使用前検査の特例及び定期自主検査の特例を規定するものとすること。

(第二十四条の二から第二十四条の十三まで、第七十一条の一、第八十四条の二及び第一百四条の一(等関係)

二 災害時連携計画の策定の義務化

- 1 一般ガス導管事業者は、共同して、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならないものとすること。
- 2 災害時連携計画においては、一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項並びに従業者の派遣及び運用に関する事項等を定めるものとすること。
- 3 経済産業大臣は、災害時連携計画の内容が、災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること等に適合しないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができるものとすること。また、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができるものとすること。

(第五十六条の二関係)

三 サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等に係る調査の要請（第一の三と同旨）

（第一百七十二条の一関係）

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四 電気事業法の一部改正

一 小規模事業用電気工作物に係る届出制度の創設等

1 この法律において「小規模事業用電気工作物」とは、事業用電気工作物のうち、次に掲げる電気工作物であつて、構内に設置するものをいうものとすること。

(1) 小規模発電設備（低圧の電気に係る発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定める出力以上のものであり、低圧受電電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないもの

(2) (1)に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

（第三十八条第三項関係）

2 小規模事業用電気工作物を設置する者は、当該小規模事業用電気工作物の使用の開始前に、氏名又

は名称及び住所等の事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとすること。

（第四十六条関係）

3 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者が、当該事業用電気工作物が技術基準に適合することについて確認をし、当該確認の結果を主務大臣に届け出る場合において、当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であつて、その設置者が当該確認を委託して行つた場合にあつては、その委託先の氏名又は名称及び住所等の事項についても届け出なければならないものとすること。

（第五十一条の二第三項関係）

二 登録適合性確認機関による事前確認制度の創設

1 事業用電気工作物であつて荷重及び外力に対し安全な構造が特に必要なもの（以下「特殊電気工作物」という。）について、設置又は変更の工事の計画の届出をする者は、当該特殊電気工作物が技術基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録適合性確認機関」という。）の確認を受けなければならないものとすること。

（第四十八条の二関係）

2 登録適合性確認機関に係る登録申請手続を定める等所要の規定の整備を行うものとすること。

2

(第六十七条から第八十条まで関係)

三| 認定高度保安実施設置者に係る認定制度の創設

- 1 | 事業用電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除き、経済産業省令で定めるものに限る。）を設置する者は、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。
- 2 | 経済産業大臣は、認定の申請が次のいずれにも該当すると認めるとときでなければ、認定をしてはならないものとすること。
 - (1) 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 3 | 認定に係る欠格条項、認定の更新、変更の届出、承継及び認定の取消しについて規定するものとす

ること。

4 | 認定を受けた者について、保安規程に係る特例、主任技術者に係る特例、使用前安全管理検査の特

例及び定期安全管理検査の特例を規定するものとすること。

(第五十五条の三から第五十五条の十三まで関係)

四 | サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた場合等に係る調査の要請（第一の二と同旨）

(第一百五条の二関係)

五 | その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 | 情報処理の促進に関する法律の一部改正

独立行政法人情報処理推進機構の業務として、高圧ガス保安法第六十条の二、ガス事業法第百七十条の二及び電気事業法第百五条の二に規定する調査を追加するものとすること。

(第五十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号関係)

第六 | 附則

一 | この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。（附則第一条及び第七条関係）

二

この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

(附則第二条から第六条まで、第十三条及び第十九条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第八条から第十二条まで及び第十四条から第十八条まで関係)